

株式会社ウイズソルからの報告の概要
(10月17日9時40分までに受けたもの)

- 令和4年10月16日(日)13時30分頃、株式会社ウイズソルの放射線業務従事者(以下「従事者」という。)2名が、茨城県の製油所内において、密封線源(イリジウム192(ガンマ線源)、370ギガベクレル)を内蔵したガンマ線透過試験装置(別添図参照)を使用して、配管の非破壊検査の作業(溶接線の検査)を行っていた。
- 当該従事者は、当日数回の検査作業を実施していたが、作業中に線源が遮へい機能を有した線源容器に収納されていない状態に気付いたため、携帯していた個人線量計の被ばく線量を確認した。その結果、2名のうち1名が15ミリシーベルトであり、5ミリシーベルトを超える計画外の被ばくがあったことを確認した。他の1名は4ミリシーベルトであった。
- 以上の状況を踏まえ、放射性同位元素等の規制に関する法律第31条の2の規定に基づく報告事象(放射線業務従事者の計画外の被ばく)に該当すると判断し、10月16日15時52分に原子力規制庁へ報告した。
- なお、当該従事者2名について、被ばく線量が年間の法令線量限度を超えるものではなく、現時点で被ばくによる健康への影響はないと考えているが、医療機関による健康状態の確認を受ける予定である。また、周辺環境への影響はない。

以上